

令和6年2月29日

一般社団法人神戸貿易協会 常務理事 殿

神戸税関業務部
管理課長 宮内 秀幸

ヨーグルトに係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平素より税関行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、関税暫定措置法別表第1の6の7の項に掲げる物品（ヨーグルト）の輸入数量及び協定対象外輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を超えることとなったため、同項の規定に基づき、令和6年3月1日から同年3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

つきましては、別添のとおり「お知らせ」を作成しましたので、貴会々員の皆様にお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点等がございましたら、業務部通関総括第1部門（電話番号078-333-3086）までお問い合わせください。